

日本科学者会議東京支部武蔵野通研分会幹事会声明

菅首相による、日本学術会議会員任命拒否に抗議し、直ちに撤回してすみやかに任命することを求める

菅義偉首相は日本学術会議が推薦した会員候補 105 人のうち 6 人の任命を、理由の説明もなく、拒否した。私たちは、このことに強く抗議し、拒否を撤回して速やかに任命することを求める。

日本学術会議会員の任命は、日本学術会議法第七条 2 項によって、「会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」となっている。「内閣総理大臣が任命する」という法律の意味は、憲法第 6 条 1 項「天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する」における「任命」と同義であり、従って、内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した会員候補を速やかに任命する法的な責任があり、拒否する権限はない。

今回の菅首相による拒否は、憲法と法律に基づいて政治を行うという立憲主義・民主主義の根本的原理を逸脱した違法な行為であり、拒否を撤回して、すみやかに 6 人を任命するよう求める。

日本学術会議は、アジア・太平洋戦争に科学者が動員され、協力したことの反省として、「政府から独立して職務を行う『特別な機関』」として、位置づけられて、1949 年に設立された。

そのことは、2017 年に日本学術会議が出した「軍事的安全保障研究に関する声明」の最初に明記されている。「日本学術会議が 1949 年に創設され、1950 年に『戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない』旨の声明を、また 1967 年には同じ文言を含む『軍事目的のための科学研究を行わない声明』を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。」そして、2017 年声明は、「上記 2 つの声明を継承する。」としている。

菅首相による今回の 6 人の会員任命拒否は、このような活動をしてきた日本学術会議の独立性を侵す政治的な介入であり、さらに 6 人の学問的業績を忌避したことであり、それは、学問の自由の侵害になる。戦前の滝川事件や天皇機関説弾圧が思い起こされる。時の政権が学問・学説に介入し、弾圧することはあってはならないことであり、憲法第二十三条「学問の自由は、これを保障する」に違反する行為である。

日本学術会議の独立性を保証し、「学問の自由」を侵害してはならないという面からも、私たちは、菅首相が日本学術会議の 6 人の会員任命拒否を撤回して速やかに任命することを、強く求める。

2020 年 10 月 14 日

日本科学者会議東京支部武蔵野通研分会幹事会